

## 知っていますか?給食サービス

幌延町では、調理が困難な在宅の高齢者および障がい者が住み慣れた地域で引き続き生活していくことを支援するために、高齢者等給食サービス事業を行っています。

☆事業内容は? ~ 健康で自立した生活を送ることができるよう、ご自宅に食事をお届けするとともに、利用者の安否確認を行います。

☆対象者は? ~ 幌延町在住の下記に該当する方のうち、調理が困難であるため給食サービスの提供が必要な方。

①概ね65歳以上の単身高齢者、高齢者のみの世帯およびこれに準じる世帯に属する高齢者

②障がい者

③上記①②に準じると町長が認めた者

※申請受付後に実施する「健康状態や食事に関する状況調査」の結果に基づき利用の可否を決定します。

☆費用負担は? ~ 給食の原材料および調理に係る実費相当分をご負担いただきます。

○主食+副食:500円 ○副食のみ:450円

☆配送頻度は? ~ 年末年始(12月31日~1月2日)を除き毎日

夕食のみの対応となります。

※地域により、本サービスを提供できない場合がございますので、ご了承ください。

申請・お問い合わせ先:保健福祉課 福祉グループ 電話 5-1113 告知端末機 5-8813

## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご案内



国では、住民税非課税世帯および家計急変世帯に対し、1世帯10万円の臨時特別給付金を給付しています。

### 住民税非課税世帯

◎令和3年1月2日から令和3年12月10日までに幌延町に転居したことにより住民登録された世帯で、令和3年度の住民税が非課税(家族全員)の場合は給付金を受給できる可能性があります。転入前の住所地の市区町村役場に問い合わせ、非課税証明書を取り寄せて申請してください。

### 家計急変世帯

◎令和3年1月1日から令和4年9月30日までの任意の1ヵ月の収入がコロナの影響で減少し、その1ヵ月の収入に12を掛けた額が非課税世帯相当(広報誌2月号折込参照)である世帯(家族全員)は、申請をすることで給付金を受け取ることができます。

### いずれも申請期限は令和4年9月30日です。

詳しく知りたい方、申請書用紙を希望される方は、役場住民生活課へご連絡ください。



お問い合わせ先:住民生活課 生活グループ 電話 5-1112 告知端末機 5-8812

## 「あかえぞ」の運行について

現在、問寒別~幌延間の住民輸送のため月曜日から土曜日まで運行している患者輸送車両「あかえぞ」についてお知らせします。

「あかえぞ」は、午前8時30分に問寒別駅前を発車し、問寒別郵便局前・問寒別診療所前・問寒別出張所前を経由し国道40号から道道256号豊富遠別線を経て国保診療所に到着します。

運行時刻表については、告知端末機の「くらしの便利情報」をご参照ください。時刻(運行状況により多少前後することがあります)を確認し、停留する各施設および道道においては道路沿いでお待ちください。

皆様のご利用をお待ちしております!



**開進地区および上幌延十線沢方面でご乗車希望の方は、前日までに役場住民生活課へご連絡ください。**

お問い合わせ先:住民生活課 生活グループ 電話 5-1112 告知端末機 5-8812